

と き 令和 7 年 2 月 2 7 日

ところ 国保連合会 1 0 階 A 会議室

第 1 5 4 回

通常総会

議事録

第 1 5 4 回 通 常 総 会 結 果 報 告

- 1 開催日時
令和7年2月27日（木）
開 会 午後 1時 59分
閉 会 午後 2時 57分
- 2 開催会場
本会 10階A会議室
- 3 議事録署名人
議長 鵜飼良平氏（東京食品販売国民健康保険組合理事長）
会員 斉藤猛氏（江戸川区長）
会員 和地仁美氏（東大和市長）
会員 福王寺一彦氏（文芸美術国民健康保険組合理事長）

4 出席状況

会員定数84名

出席	会 員 代 表 者	2名
	代 理 人	35名
	書 面	16名
計 (ア)		53名
欠 席 保 険 者		31名
合 計 (イ)		84名
出 席 率 (ア)/(イ)×100		63.1%

目次

ページ

1. 開 会	1
2. 理事長挨拶	1
3. 議長、副議長選任	2
4. 議事録署名人指名	2
5. 議案審議	
議決事項	
第1号議案 令和6年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等 審査支払特別会計歳入歳出予算補正について	3
第2号議案 令和6年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者 医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正について	3
第3号議案 東京都国民健康保険団体連合会措置費支払代行業務特 別会計における各種積立資金の設定について	5
第4号議案 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会事業計画に ついて	7
第5号議案 令和7年度東京都国民健康保険団体連合会各種手数料 等について	7
第6号議案 東京都国民健康保険団体連合会退職給付引当資産の一 部処分について	7
第7号議案 東京都国民健康保険団体連合会財政安定積立金の一部 処分について	7
第8号議案 東京都国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産 の処分について	7
第9号議案 東京都国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の一 部処分について	7

第10号議案	東京都国民健康保険団体連合会電算処理システム導入 作業経費積立資産の一部処分について	7
第11号議案	東京都国民健康保険団体連合会 I C T等を活用した審 査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の一 部処分について	7
第12号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会一般会計歳 入歳出予算について	7
第13号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会診療報酬等 審査支払特別会計歳入歳出予算について	7
第14号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会後期高齢者 医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について	7
第15号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会特定健康診 査・特定保健指導等事業関係業務特別会計歳入歳出予 算について	7
第16号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会第三者行為 損害賠償求償事務共同処理事業特別会計歳入歳出予算 について	7
第17号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会柔道整復施 術料等支払代行業務特別会計歳入歳出予算について	7
第18号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会介護保険事 業関係業務特別会計歳入歳出予算について	7
第19号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会障害者総合 支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について	7
第20号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会措置費支払 代行業務特別会計歳入歳出予算について	7
第21号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会退職金特別 会計歳入歳出予算について	7
第22号議案	令和 7 年度東京都国民健康保険団体連合会一時借入金 限度額について	7

6. 閉 会	17
--------------	----

開 会（午後 1 時59分～）

○事務局 定刻でございます。ただいまから第154回通常総会を開催いたします。

はじめに、本日出席の会員数をご報告申し上げます。ただいまのところ書面によるご参加を含めまして、52の保険者のご出席をいただいております。国民健康保険法施行令第26条を準用いたします同施行令第13条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に従いまして、佐藤理事長からご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

理事長挨拶

○理事長 皆様には大変お忙しい中、本総会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。また、日頃から連合会の事業運営に対しまして格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、改めてお礼を申し上げます。

はじめに、最近の国保に関連した話題について少し触れさせていただきます。皆様方、既にご案内のことかもしれませんが、厚生労働省は、先月末に行われました自民党の社会保障制度調査会の年金委員会・医療委員会合同会議におきまして、次期年金改革に関する現時点での案を提示いたしました。この中で被用者保険が適用される個人事業所について、現在適用されていない5人以上規模の既存事業所につきましては、引き続き当面の間、適用が見送られることが示されたところでございます。

また、厚生労働省は、この案を3月上旬に閣議決定して、その上で今通常国会への提出を目指しております。この被用者保険の適用拡大につきましては、国保被保険者数の減少とか保険者機能の発揮に支障を来すおそれがあるということで、厚生労働省の保険局長もこのことを国保の空洞化の問題という言い方をしております。この辺りが惹起する要因とも今回の改正になりますので、本会といたしましても、引き続き注視をしていきたいと考えております。

本日の総会でご審議いただきます主な事項は、令和7年度の事業計画及び予算でございます。本会では、時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立するために策定いたしましたTKR-Visionに基づきまして、事業運営を推進しております。

すけれども、その中でも最も重要な課題として位置づけられております審査支払機能に関する改革工程表への対応につきましては、ご案内のとおり、国保総合システムのクラウド化、そして受付領域の共同利用という第1段階を終えまして、審査支払領域の支払基金との共同利用に向けた第2段階の更改を迎えております。この点の対応状況等も含めまして、後ほど事務局から説明申し上げます。

また、予算につきましては、令和6年度の税制改正の内容を盛り込んだものとなっております。税制改正への対応状況も含めまして、ご報告させていただきます。

本日の総会での提出案件につきましては、十分にご審議を賜りまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

議長、副議長選任

○事務局 続きまして、議長、副議長の選任でございます。時間の関係もございますので、大変僭越とは存じますが、事務局からご指名をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、ご指名をさせていただきます。

議長には、東京食品販売国民健康保険組合理事長・鶴飼良平様、副議長には、公益財団法人特別区協議会常務理事・入澤幸様、以上のお二方をお願い申し上げます。

○議長 ただいま皆様からご賛同いただきまして、特別区協議会・入澤常務と本総会の正副議長を務めさせていただくことになりました鶴飼でございます。議事進行に当たりましては、皆様のご協力をどうぞよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人指名

○議長 早速でございますが、次第に従いまして議事を進めてまいります。

はじめに、本総会の議事録署名人を指名させていただきます。

本総会の議事録署名人には、江戸川区の斉藤猛様、東大和市長の和地仁美様、文芸美術国民健康保険組合理事長の福王寺一彦様、以上の３名の方をお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

議案審議

○議長 それでは、議案書により議事を進めてまいります。

議決事項、第１号議案、令和６年度診療報酬等審査支払特別会計歳入歳出予算補正について及び第２号議案、令和６年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正については、予算補正関連でございますので一括して議題に供します。事務局から説明願います。

○事務局 議案書、薄いほうの１ページから１０ページにかけまして、令和６年度歳入歳出予算補正を載せてございます。本日、これらの内容を集約し、資料１、令和６年度本会歳入歳出予算補正の概要として配布をしてございます。こちらの資料の説明をもって議案書の説明にしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、提案の趣旨でございます。①から③までの３点でございます。

①本会の各事業における今後のシステム機器更改に備え、本会積立資産の電算処理システム導入作業経費積立資産へ積み立てるもので、国保の特別会計業務勘定での予算補正となります。

②ＩＣＴ等を活用した更なる高度化等に備え、本会積立資産のＩＣＴ等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産へ積み立てるもので、国保、後期の特別会計業務勘定での予算補正となります。

③療養費代理受領方式による保険者間調整において予算額に不足が生じるため、予算を補正する必要があるもので、国保の業務勘定での予算補正となります。

次のページをお願いいたします。第１号議案及び第２号議案として、各特別会計業務勘定の補正額を載せております。また、表の上部には、補正の理由について記載をしてございます。

まず、表の上部①、②の補正内容でございますが、第１号議案、国保の業務勘定においては、歳入では、記載の各手数料の今年度の収入額が予算額を上回る見込みであること、また、歳出では、第１号議案の国保、第２号議案の後期高齢者医療の各特別会計業務勘定

におきまして、今年度の執行見込みによる不用額を減額し、積立資産の積立額を増額する歳出の組替え補正並びに国保に関しましては、歳入増を含めたこれらを財源として、積立額の増額を行うものであります。

続きまして、③の補正内容でございます。療養費代理受領方式による保険者間調整において、現在までの実績と年度末までの本件取扱い見込みにおいて予算額に不足が生じるため、補正を行うものでございます。

それでは、改めまして補正額についてご説明申し上げます。第1号議案、診療報酬等審査支払特別会計、国保の業務勘定の歳入です。①、②の案件において記載の3つの科目を増額し、当該補正額の合計は3億6,000万円でございます。また、③の補正額につきましては、保険者間調整受入金として3億円となります。

歳出では、①、②案件で、上から、国保審査支払管理費、補正額マイナス3億5,000万円、公費審査支払管理費、マイナス6,000万円、電算導入作業経費積立資産、3億7,000万円、ICT積立資産、4億円、また、③の案件として、保険者間調整支出金、3億円、診療報酬等審査支払特別会計の補正額合計は、一番右端の6億6,000万円でございます。

続きまして、第2号議案、後期高齢者医療事業関係業務特別会計の業務勘定です。歳出におきまして、上から、後期審査支払管理費、補正額マイナス2億3,000万円、広域連合事務管理費、マイナス4,000万円、公費審査支払管理費、マイナス3,000万円、一番下のICT積立資産、補正額3億円。

なお、補正額合計欄につきましては、ただいまご説明いたしました当初予算の歳出科目内の組替えを行う補正のみでありますため、予算総額は変動いたしません。第2号議案の補正規模をお伝えする目的として、括弧書きにてICT積立資産の積立補正額を記載しております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

恐れ入りますが、同じく机上に配布してございます資料2をご覧ください。表題は、令和6年度本会収支補正予算書といたしまして、ただいまご説明申し上げました2つの特別会計の予算補正について、単式簿記の会計処理情報を国の示す科目に当てはめたものになります。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で令和6年度歳入歳出予算補正2議題の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。ただいま上程いたしました2議案を原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、第1号議案及び第2号議案は原案どおり決することといたします。

次に、第3号議案、措置費支払代行業務特別会計における各種積立資産の設定についてを議題に供します。事務局から説明願います。

○事務局 第3号議案、措置費支払代行業務特別会計における各種積立資産の設定については、昨年の理事会、総会におきましてご報告いたしました令和6年度税制改正の内容が本議決事項に関係いたしますので、ご提案する前に、お手元に配布しております資料3により、直近の状況を含めた最終のご報告をさせていただきます。

それでは、項番1の今年度の税制改正の内容は、審査支払機能に関する改革工程表への対応などに今後、多額の財源を必要とする場合に備えるため、国保連合会の積立資産に上限が設定される根拠となる法人税法の規定の改正が必要であることから、厚生労働省に要望し、改正が行われました。

税制改正の主な変更点は、①連合会が保有する積立資産の積立上限が見直されたため、積立てを行うには積立計画を作成し、厚生労働大臣に本会の事業が非収益事業と証明いただくため、積立計画を厚生労働省に提出することで、当該計画に基づく積立ては非課税で行えるようになりました。

②国保連合会が行う事業が収益事業かどうかの切り分けを行い、収益事業がある場合は、別途特別会計を設けることになりました。

次に、項番2の税制改正の対応状況は、昨年7月開催の通常総会、それから11月開催の理事会で、今申し上げました内容とこれらに係る本会が行う厚生労働省への申請手續において、保険者の皆様に直接的な影響やお願い事項はないことを報告し、昨年12月に厚生労働省に積立計画などを提出いたしました。

また、下の※2、保険者等から委託を受けている事業は非収益事業であるとして、厚生労働大臣に証明をいただける見込みと記載しておりますが、先日、厚生労働省から、申請のあった事業については非収益事業と認めると取り急ぎ口頭で連絡がありましたので、ご報告いたします。

今回作成の積立計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間ですが、この期

間で積立て及び処分を重ねた後、計画の最終年度である令和10年度末の積立資産保有残高を厚生労働省に提出した積立計画より抜粋し、資料上に表で記載しておりますので、後ほどお読み取りいただければと存じます。

積立計画の作成においては、下の※3の補足に記載しておりますとおり、支出予定額には、今後仕様が決定するシステム更改経費など、今後の経費の精査に併せ、計画の見直しを必要とする可能性がありますので、この点につきましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、下の※1は、先ほど申し上げましたが、厚生労働大臣から非収益事業の証明が受けられることになりましたので、国の示す保有できる積立資産として、東京都国保連合会独自の特別会計でも認められることになりました。このことを踏まえまして、現在積立資産のない措置費支払代行業務特別会計における積立資産の設定についてご提案いたしますので、具体的な内容を引き続き経理課長から説明いたします。

○事務局 税制改正の報告に引き続きまして、第3号議案、措置費支払代行業務特別会計における各種積立資産の設定についてをご説明申し上げます。議案書の11ページをお願いいたします。

提案の趣旨でございます。令和6年度税制改正に伴い、本会措置費支払代行業務特別会計において各種積立資産の設定をする必要があるというものでございます。

議案書13ページをお願いいたします。内容でございますが、国が示す5つの事業である国保、後期、健診、介護、障害に係る特別会計以外では、積立資産の新たな設定が認められておりませんでした。令和6年度税制改正に伴いまして、国保連合会が区市町村等から委託を受けて行う独自の請負業につきましても、令和6年厚生労働省告示第183号の要件を満たす場合は、各種積立資産の設定が可能となりました。

この告示第183号は、当該事業について非収益である旨、厚生労働大臣に認めていただくための要件となっており、保険者等からの請負業であることなどが必要でございます。今回、積立資産の設定をお諮りする措置費支払代行業務につきましても、東京都及び区市町村から委託を受けて行う福祉に関する事業でございます。

先ほど税制改正報告において、本会が申請した請負業は非収益と認められた旨、ご報告いたしましたとおり、本会の措置費支払代行業務が告示183号の要件を満たし、非収益事業と認められたところでございますので、措置費支払代行業務特別会計において、記載の4つの積立資産の設定をお諮りするものでございます。

以上、第3号議案の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。ただいま上程いたしました第3号議案を原案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、第3号議案は原案どおり決することといたします。

次に、第4号議案、令和7年度事業計画についてから、第22号議案、令和7年度一時借入金限度額についてまでの19議案は、令和7年度の事業計画及び予算関連でありますので、一括して議題に供します。事務局から説明願います。

○事務局 それでは、議案書2―1、15ページをお願い申し上げます。第4号議案、令和7年度本会事業計画についてでございます。

恐れ入りますが、17ページをお願いいたします。第4号議案から第22号議案までは別冊2―2のとおり定めたい。

厚いほうの別冊2―2、1ページをお願いいたします。

はじめに、I、運営方針でございます。

我が国における少子高齢化は、世界的にも類を見ない速さで進行しており、今後直面する超高齢化社会において、健康寿命の延伸を図るとともに、社会保障制度を将来にわたって持続させていくことが大きな課題となっています。

東京都における国保の被保険者数は減少していく一方、1人当たりの医療費は年々増加していることから、医療費適正化を進め、国保財政の安定化を図ることが求められております。

このような時代の変化に対応した事業運営及び持続可能な組織基盤を確立するために策定したTKR-Visionに基づき、掲げた目標の達成に向けた戦略を推進していきます。

最重要事項である審査支払機能に関する改革工程表への対応では、社会保険診療報酬支払基金との審査領域等の共同利用の円滑な実施に向け、共同利用機能の共同開発の準備を進めていきます。この改革工程表については、資料4にまとめましたので、後ほどご説明申し上げます。

また、本会のノウハウやデータを活用した医療費分析を行うなど、医療費適正化に係る取組のさらなる深化や高度化により、保険者支援を強化いたします。

次に、令和7年度の主な事業計画ですが、診療報酬等審査支払事業については、全国の国民健康保険診療報酬審査委員会と連携の下、審査基準の統一化を推進し、審査の充実・強化と診療報酬等の適正な支払いを実施いたします。

保険者事務共同処理事業については、保険者の負担軽減となる各種事務等を実施するとともに、オンライン資格確認等システムを活用した電子資格確認等事務について、国民健康保険中央会と連携し、円滑な運用を図ってまいります。

保健事業については、保健事業支援・評価委員会において、保険者が策定されるデータヘルス計画に基づく取組を支援・評価いたします。また、国保データベース（KDB）システム等を活用した健診・医療費分析情報の提供等を通じて、保険者の医療費適正化に向けた取組等を支援してまいります。

介護保険事業及び障害者総合支援給付等事業については、令和7年5月から本稼働する次期システムを安定稼働させるとともに、介護給付費等及び障害介護給付費等審査支払事業を確実に実施いたします。また、介護給付適正化事業の充実・強化を図り、介護保険者等を支援し、介護サービス利用者等からの苦情処理業務についても適切に対応してまいります。

次の3ページの目次でございます。第1の総会及び役員会の開催、4ページから、第17のISO／IEC27001認証の維持・継続、20ページまでの事業等を行ってまいります。

なお、風しん追加的対策に係る抗体検査費用等と新型コロナウイルス感染症ワクチン接種費用請求支払事務については、今年度で事業が終了いたしました。

それでは、先ほど申し上げました、お手元に配布しております資料4についてご説明いたします。審査支払機能に関する改革工程表の対応についてです。

国のデータヘルス改革に関する工程表においては、医療、介護の情報利活用などが指針されています。この基盤整備の一環として策定された審査支払機能に関する工程表に基づき、支払基金と国保連合会のシステムの共同開発を2段階で行うこととしています。また、本対応については、厚生労働省、デジタル庁、国保中央会、支払基金で構成する共同開発体制にて開発方針の策定や要件定義等を行うこととされています。

続きまして、本改革工程表の具体的な対応状況をご説明いたします。資料中央の図は、本会の基幹事業である診療報酬等の審査及び請求支払い、また保険者との共同処理業務の

ために使用している国保総合システムを中心とした概要図です。こちらの概要図に改革工程表の対応内容をAからDの4つの吹き出しに記載しております。

まず、図の右上のAの吹き出しは、改革工程表の第1段階の対応ですが、国保総合システムのクラウド化です。国保総合システムは、様々な機能を有する複雑かつ大規模なシステムであり、障害等のリスクを避けるため、限られた開発期間の中、この第1段階ではサーバ等の機器を単純にクラウドへ移行することを優先いたしました。こちらは令和6年3月から稼働し、現在に至るまで安定稼働しております。

しかしながら、クラウドサービスの十分な活用やサーバの集約などといったクラウドの特性を生かした最適化を実現するまでに至らず、この結果、当面の間、クラウド化前に比べシステム運用経費が増額することとなりました。

また、資料には記載しておりませんが、この増額への対応として、今後サーバの集約やクラウドサービスの適用拡大、新たな技術の採用などを進めてまいります。

なお、昨今の物価上昇に伴い、SE単価やミドルウェア補修費などが高騰しておりますが、国保中央会と連携し、増額した運用経費の圧縮に努めてまいります。

次に、図の左上のBの吹き出しは、こちらも第1段階で既に対応済みである受付領域の共同利用です。保険医療機関等からの電子レセプトの受付時に形式的なチェックなどを行うシステムについては、令和6年4月から支払基金と共同利用を開始し、システムは順調に稼働しております。

続きまして、図の左下のCの吹き出しは第2段階の取組で、現在対応中である審査領域の共同開発、共同利用です。診療報酬の告示、通知に係る算定ルールに基づくチェックや医学的判断を伴う審査を行うためのコンピューターチェック及び画面審査システムを有する審査領域について、クラウドサービスの活用や新たな技術を採用したシステム構成にて開発を行い、支払基金と国保連で共同利用を行うこととしております。

共同利用に向けた具体的な取組として、令和6年度は両機関の現行システムの膨大な量の設計情報やチェックプログラム等の仕様比較を行い、共同利用化後に業務上必要な機能や性能要件を担保するためのシステム構成の検討を実施しております。令和7年度には、令和6年度から行っている検討結果を基礎とし、システムの要件定義を行う予定です。

図の右下のDの吹き出しは、参考として国保総合システムの最適化ということで、こちらは審査支払機能に関する改革工程表の対応とは別に、国保独自の取組として請求支払システム及び保険者サービス系の領域についてもサーバの集約などを進め、システムの運用

経費の圧縮を目指しています。

以上で事業計画の説明を終わります。

○事務局 引き続きご説明申し上げます。

議案書別冊2—2、21ページ以降に各種手数料や各会計予算案等を載せてございますが、本日、机上にこれらの内容を集約いたしましたものを資料5として配布してございます。表題は、令和7年度予算（案）の概要でございます。右上には13—1から13—13まで番号を振ってございます。こちらの資料の説明をもって議案の説明にしたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、13—1をご覧ください。昨年11月に大綱予算としてお示ししております内容から変更となった部分、またお示ししていない会計もございますので、こうした点を踏まえてご説明させていただきたいと存じます。それでは、令和7年度予算（案）の概要における予算編成の主なポイントでございます。

枠内にございます1つ目の◎、本会の事業計画を踏まえた健全な財政運営を基本に、物価高騰等の社会情勢に対応しつつ、記載の取組を推進することを主なポイントに予算編成いたしました。

まず、1、事業計画運営方針関係、2、安定的な事業運営を持続させるための取組としていただいております。

1の事業計画運営方針関係でございますが、(1)に本会が推進いたしますTKR—V i s i o nへの対応、(2)データを活用した医療費分析への対応、(3)審査基準の統一化への対応、こうしたことについて事業計画に基づき予算編成をしたところでございます。

(1)TKR—V i s i o nの中には、ア、イ、ウがございますが、その中のアにつきましては、審査領域共同開発、共同利用そして、国保総合システム最適化に向けた影響調査等としているものでございます。共同開発また国保総合システムの最適化によって、システム構成の変更や運用方法などに変更が生じた場合、変更後においてもシステムの安定的な運用を継続させるため、本会の国保総合システム等の運用設計や外付システム改修の影響調査に加え、十分な検証、テストを実施する経費として、過去の類似案件を参考に工数を積算し、予算編成をしたところでございます。

続きまして、2の安定的な事業運営を持続させるための取組です。(1)では、本会基幹システムのシステム更改対応として、後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システム、介護また障害の審査支払等システムの更改作業を行うこととしておりま

す。

その経費でございますが、後期の請求支払は7億1,300万円、特定健診のシステムでは7億8,300万円、介護と障害は合わせて9,000万円を予算編成してございます。介護、障害のシステムは、次年度の5月を本稼働として、現在、更改作業に取り組んでいるところでございまして、次年度予算としましては、他のシステム更改経費よりも規模が小さなものとなっております。

その下、(2)手数料の改定として、措置費支払代行業務の手数料改定をするものでございます。安定的な事業運営を続けることを目的に、手数料の見直しを行いたいというものでございます。

なお、本手数料の改定に当たり、いわゆる措置費に関する主管課長会において説明し、見直し後の単価についてご理解をいただいているところでございます。

続きまして、その下の◎、医療費・給付費等です。(1)から(6)までにおいて、本会の基幹事業における各制度の医療費及び給付費等について記載しております。

そのうち(1)国民健康保険診療報酬等支出金についてでございますが、約9,710億円ということで予算化しております。前年度比較では2.28%の減となっております。減額の主な要因としましては、国が示す次年度薬価改定における財政影響額2,466億円から推計をしました影響額の反映などがございます。

その他の制度につきましては、後ほどお読み取りをいただければと存じます。

次のページ、13—2をお願いいたします。本ページは、次年度予算の一般会計及び各特別会計の合計額を載せてございます。次年度全体では、一番下の合計約4兆3,685億円でございます。令和6年度との比較で約700億円の増加となっております。会計では、後期、介護、障害の支払勘定が伸びており、これらが会計規模拡大の要因となっているところで。

続きまして、13—3ページをお願いいたします。1、被保険者数及び手数料件数（推計）です。(1)被保険者数、国保につきましては、昨今の適用拡大などによる被保険者数の減を踏まえ、令和7年度は合計7万5,000人の減と見込んでおります。

続きまして、(2)審査支払手数料等件数であります。国保は被保険者数減の推移から、約5,400万件としたところでございます。

そのほかの記載の情報につきましては、件数の伸びなどの傾向に従い、記載の推計をいたしましたので、後ほどご覧いただきたく存じます。

続きまして、13—4 ページをお願いいたします。2、職員の人件費及び定数でございます。(2)職員定数につきましては、本会職員定数マネジメントポリシーに基づき、7人減の388人としております。

続きまして、13—5 ページをお願いいたします。3、積立金を処分して対応する事項でございます。横軸の積立資産の種類をベースに、縦に各積立資産の処分理由、処分額合計、またその処分額が各会計で幾らであるかという内訳を載せる形にしております。処分理由につきましては①から④の数値を振り、ページ一番下にその内容を記載しております。

はじめに、財政安定積立金ですが、①手数料等軽減を目的に、健診と介護の合計で2億6,300万円を計上しております。

次に、財政調整基金積立資産ですが、②洗い替え方式による取崩しとして、国保から障害の各会計での合計額13億4,580万円を計上しております。

次に、減価償却引当資産ですが、③システム更改及び改修経費に充てるため、処分額合計として15億6,700万円、隣の電算導入積立資産につきましては、処分額合計8億70万円、ICT積立資産につきましては、1億4,100万円となっております。

冒頭に申し上げました各基幹システムのシステム更改財源であると同時に、本会独自システムであるOCRシステムサーバ更改などへの財源ともなっております。

なお、ICT積立資産につきましては、従前は洗い替え方式で積立資産を管理、運用しておりましたが、今年度の税制改正を踏まえ、処分方法の変更を検討していたところでございます。今般、次年度予算から、ICT積立資産は洗い替え方式から一部処分方式に取扱いを改めたいと考えておりますため、本資料記載の金額は、一部処分額にて計上してございます。そのため、例年の10億円を超える処分額に比して大幅な処分額減となることについてご理解を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、一番右の退職給付引当資産につきましては、3億200万円を計上しております。

次のページ、13—6をお願いいたします。4、負担金及び主な手数料ですが、冒頭にご説明いたしました一番下、14番目に記載の措置費支払代行手数料を572円70銭に見直しをしております。そのほかの手数料等は、令和6年度からの変更がないものでございます。

次のページ、13—7をお願いいたします。5、各会計の予算として、一般会計及び特別会計の業務勘定の概要でございます。

はじめに、一般会計です。歳入の一番上、負担金は約2億9,000万円。本会会員負担金

規程に基づき、今年度の令和6年度から8年度までの3年間を同額とさせていただきますため、次年度の7年度も同じ約2億9,000万円となります。

また、財政安定積立金繰入金につきましては、財政安定積立金を健診及び介護の手数料等の軽減財源にいたしますので、一度、一般会計で受けてから関係する特別会計に繰り出す関係上、記載の金額になるものでございます。

続きまして、歳出です。総務費の給与費に職員17人分の給料、職員手当を約1億3,100万円計上しております。

一般会計の予算総額は、歳入歳出の合計欄約9億4,600万円、対前年度比で29.42%の増でございます。

次のページ、13—8をお願いいたします。診療報酬等審査支払特別会計でございます。歳入でございます。1段目の審査支払手数料では、被保険者数の減少を考慮し、対前年度約3,700万円の減を見込んでございます。

また、中段下辺りにございます繰越金には、手数料軽減や今後のシステム更改に備えた積立資産の積立財源などへ前年度の剰余見込額を繰越金として計上しております。以降、各特別会計の繰越金も同様でございます。

次に、公費分につきましては、次年度は風しん対策事務費と新型コロナワクチン接種事務費が本会の取扱いが終了することによりなくなります。

真ん中にあります財政調整基金積立資産等繰入金でございますが、先ほど積立資産の処分でご説明をしました、洗い替えから一部処分に取り崩し方法を変更したICT積立資産の関係が大きく影響し、約10億7,100万円の減となっております。

恐れ入ります、次のページ、13—9をお願いいたします。国保の歳出でございます。

総務費の2段目、次期国保総合システム導入管理費は、令和6年3月からの次期国保総合システムの本稼働において、システム切替え以降に係る運用保守の体制強化や各種本番検証作業の終了により、次年度の令和7年度はなくなるものでございます。

その2段下のその他総務費では、OCRシステムの更改経費や国保総合システム対応など、対前年度約4億1,600万円の増を見込んでおります。

公費の歳出に関しましては、総務費の2段目、風しん対策でございますが、最終処理月の決定額通知送付業務などの一部業務が次年度をまたぐ関係で、約100万円の予算を見込んでおります。

その下、新型コロナワクチン接種事業費は、次年度予算は見込んでおりません。

また、財政調整基金積立資産等積立では、歳入同様に歳出に関しましても、洗い替えから一部処分を取崩し方法を変更した I C T 積立資産の関係が大きく影響し、約12億3,000万円の減となっております。

一番下の国保分の予算総額は約103億1,300万円、前年度比8.56%の減でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—10をお願いいたします。後期高齢者医療事業関係業務特別会計でございます。

歳入1段目の審査支払手数料では、対前年度約6,700万円の増を見込んでおります。

上から3段目、広域連合事務委託金は約31億500万円、対前年度約7億4,800万円の減を見込んでおります。これは後期高齢者医療広域連合のシステムであります広域連合電算処理システムのシステムバージョンアップに伴う必要作業が本年度と比べて減る見込みであることなどが主な理由でございます。

1段下でございます財政調整基金積立資産等繰入金は、後期高齢者医療請求支払システムの次期更改経費ほか各種システム改修費を含む16億6,000万円を計上し、対前年度比較で約7億8,000万円の増となります。

歳出でございますが、総務費2段目の次期国保総合システム導入管理費については、国保の会計でご説明しましたとおり、運用保守の体制強化や各種本番検証作業の終了によりなくなるものです。

後期の予算総額は、公費と合わせまして約98億4,100万円、前年度比0.85%の減でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—11をお願いいたします。特定健康診査・特定保健指導等事業関係業務特別会計でございます。

歳入、国保分では、1段目、特定健康診査・特定保健指導負担金に約2億7,700万円。被保険者数の減少による影響から、対前年度1,100万円の減を見込んでございます。

真ん中にごございます財政調整基金積立資産等繰入金、約5億9,000万円につきましては、減価償却引当資産などを処分して機器更改の経費に充てるものでございます。

続きまして、歳出では、総務費、システム機器更改費として6億2,000万円を国保として予算編成しております。

下に記載のあります後期高齢者医療の歳出でございますが、総務費のシステム機器更改費に1億6,300万円を計上しております。

特定健診の予算総額は、国保と公費合わせまして約15億8,300万円、前年度比97.39%の

増となっております。

恐れ入ります、次のページ、13—12をお願いいたします。介護保険事業関係業務特別会計でございます。

歳入では、1 段目、審査支払手数料等で対前年度約9,100万円の増を見込み、上から4 段目の都支出金では、苦情処理業務に係る経費への補助金で、今年度と同額を見込んでおります。

歳出では、総務費、システム機器更改費に7,900万円を計上し、対前年度1 億9,700万円の減を見込んでおります。

介護の予算総額は、合計約21億5,000万円、対前年度比8.13%の減でございます。

次に、障害者総合支援法関係業務等特別会計でございます。

歳入では、1 段目の給付費等審査支払手数料、対前年度約2,200万円の増。

歳出では、総務費のシステム機器更改費で1,100万円を計上し、対前年度では3,400万円の減を見込んでおります。

障害の予算総額は、合計約4 億2,800万円、対前年度比8.24%の減でございます。

恐れ入ります、次のページ、13—13をお願いいたします。措置費支払代行業務特別会計でございます。

冒頭でご説明申し上げましたとおり、措置費支払代行手数料の単価変更を予定しているため、歳入では、1 番目、措置費支払代行手数料について約4,100万円として、前年度から約600万円の増を見込んでおります。

歳出につきましては、第3号議案で議決いただきましたとおり、新たに積立資産を設定し、当該積立資産に積立てをいたします。そのため、歳出の真ん中にごございます財政調整基金積立資産等積立に約1,100万円を計上してございます。

措置の予算総額は約5,100万円、対前年度比18.35%の減でございます。

次に、退職金特別会計でございます。

歳入の上から2 段目、一般会計繰入金等は、定年退職者等の退職手当金に備えるもので、約2,000万円としております。

歳出では、退職手当金として3 億200万円を計上しており、退職給付引当資産を処分して対応いたします。

退職金特別会計の合計は約3 億3,900万円、前年度比47.93%の減でございます。

次に、一時借入金限度額でございます。借入金限度額は3,500億円、円滑な支払業務を

遂行するための借入金限度額でございます。借入先はみずほ銀行として、必要最短期間の借入れでございます。

令和7年度予算（案）の概要は以上となります。

続きまして、同じく机上に配布してございます資料7をご覧ください。表題は、令和7年度予算（案）一般会計及び各特別会計業務勘定でございまして、内容は、事務経費を取り扱っている各会計予算を主な項目ごとに集計したものとなっております。

下から2段目、合計欄では予算総額253億2,000万円、また、表に付した※印、各システム機器更改経費などを除く予算規模を一番下の再掲欄に記載してございますが、210億6,000万円の予算となります。参考としてご覧いただきたいと存じます。

また、資料6の令和7年度本会収支予算書は、先ほどご説明申し上げました一般会計と各特別会計予算の単式簿記の会計処理情報を国の示す科目に当てはめたものになります。後ほどご覧いただきたいと存じます。

以上で令和7年度事業計画及び予算関係19議案の説明を終わります。

○議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。ご質疑等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。どうぞ。

○会員保険者 予算案の説明、よく分かりました。1点質問させていただけたらと思っています。保健事業についてお伺いしたいのですが、保健事業は、周知のとおり主に保険者が行う保健事業の支援をされているところだと思うのですが、その中で1点、被保険者への健康保持増進に係る契約温泉施設の利用料一部助成についてお尋ねしたいと思います。

予算自体は全部で253億円の中のごく一部のものだと思うのですが、現在4施設ございまして、いずれも西多摩地区にある温泉施設と契約されているかと思います。これらについて私どものほうでGoogleマップなどで調べると、遠いところで東京駅から電車で3時間30分、近いところでも2時間17分かかると出ました。こういったものについて、温泉施設とは限りませんが、東京都全体の被保険者が利用しやすい場所を意識した施設との契約なども検討されていますでしょうかというのを1点お尋ねしたいのです。

○議長 それでは、担当からよろしくお願いいたします。

○事務局 お尋ねの温泉施設、今4施設ということで多摩地区のほうにありまして、これまで過去には都内の、例えば特別区さんの中でも温泉センターでありますとか、そういう健康増進につながるものを検討した経緯はありますが、厚生労働省からもあったのですが、森林浴とかマイナスイオンとか、そういった効果が比較的高いところが山間部であったり、

東京都内で言うと、比較的西多摩地区さんにそういう施設が固まっているということで、全く検討していないわけではありませんが、そういった経緯も踏まえまして、今のところ4施設になっているところでございます。

ただ、今のご発言も含めまして、また今後いろいろ事業を検討する際には参考にさせていただければと存じます。

以上でございます。

○議長 ありがとうございます。国民健康保険の被保険者そのものは、周知のとおり所得が決して高い方が集まっていないというところもございますので、なおかつ契約温泉施設、全部ではないですけれども、私も幾つか利用させていただいて、環境のよいところで非常によい施設というのも十分理解させていただいた上で、所得が低い方がいらっしゃることも踏まえて、今後総合的にご検討をいただけたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 ほかに何かご質疑があれば伺いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

それでは、お諮りいたします。第4号議案から第22号議案まで、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、原案どおり決することといたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました案件は全て終了いたしました。

閉 会 (～午後2時57分)

○議長 皆様方には長時間にわたりご審議をいただき、誠にありがとうございます。議事の円滑な進行にご理解とご協力を賜りましたことに感謝を申し上げ、本総会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。